

2023年7月13日  
島根中央信用金庫

### 令和5年7月7日からの大雨被害に係る融資対応について(その②)

このたびの大雨により被災されました皆さま方に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

島根中央信用金庫(理事長 福間 均)では、今般の大雨に関して影響を受けられた方を対象に、個人向け・事業者向け災害復旧ローンをご用意し、各店舗の相談窓口にて、皆さま方からのご相談を承っております。

また、当金庫は行政とも連携し、下記の通り「災害復旧資金」等の取扱を通じて、被災された皆さま方の逸早い復旧に努めて参ります。

#### 記

#### 1. 島根県緊急保証制度「災害復旧資金」の取扱開始

今般の大雨によって被害を受けられた事業者の方を対象として、下記資金の取扱を開始致します。

制度名	災害復旧資金
対象者	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 災害により、直接被害を受けたもの (2) 災害により、売上の減少等の間接的な被害を受けたもの
融資限度額	設備資金 5,000万円 運転資金 3,000万円 (注) (注) 運転資金の融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害(機械設備等の修繕費等を含む。)の合計額」及び「月商の1ヶ月分」のうち最も低い額です。
資金使途	設備資金、運転資金
融資期間	12年以内(据置期間2年以内を含む。)
返済方法	元金均等分割返済
融資利率	責任共有利率 年1.35%(固定) 責任共有外利率 年1.20%(固定)
信用保証料率	年0.40%~年1.70%※
担保	原則として不要
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要

#### 2. 大雨によるセーフティネット保証4号指定について

災害救助法の適用を受けている出雲市において、今般の大雨の影響により売上高等が減少している下記の方を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号が適用されます。

##### ① 出雲市内で事業を営む中小企業者・小規模事業者のうち、(イ)及び(ロ)を満たすもの

イ) 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること

ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

(売上高等の減少について、市区町村の認定が必要)

##### ② 保証内容

信用保証協会における一般保証とは別枠で2億8,000万円まで利用可能  
(信用保証料率は特例の利率が適用)

##### ③ 指定期間

指定期間については、近日告示予定です。

本件に関するお問い合わせ  
島根中央信用金庫 業務部 審査課  
TEL 代表 0853(20)1000